

平成24年度 第2回 橋本市入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成25年 1月28日(月) 14:00～15:00 橋本市役所 市長応接室	
出席委員氏名	藤井 幹雄(委員長) 濱田 学昭(副委員長) 鈴木 秀 幸	
審議対象期間	平成24年4月 1日 ～ 平成24年 9月30日	
抽出案件	総件数 5件	審議事項 (1)平成24年度上半期の入札・ 契約結果について (2)定例報告(平成24年度上半期) ①総括表 ②工事に係る入札契約方式別発 注工事一覧 ③指名停止等の運用状況一覧表 (3)抽出事案について
制限付一般競争入札	2件	
工事希望型競争入札	1件	
指名競争入札	1件	
随意契約	1件	
委員からの意見・ 質問、それに対する 回答	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議 の内容	<p>・現行制度は予定価格を公表し、関係職員への負担がかからない制度であると理解するが、最低制限価格制度は質の確保という意味合いもある。ただし、価格と質のバランスは大事であり、落札率が極端に高くなるケースが増えてくるようであれば変動型の最低制限価格制度を見直す必要がある。入札結果の統計調査等を行うなど今後検討してください。</p> <p>・抽出案件については、図面の添付は計画平面図程度とし、次回より契約書の写しを添付してください。</p>	

意見・質問	回答
<p>○平成24年度上半期入札・契約結果について</p> <p>1. 『水道施設工事等』の『等』とは何ですか。</p> <p>2. 水道業務課の委託業務入札分について、『落札率の平均』が工事と比べてかなり低い理由は、何か。</p> <p>市外業者は参加していますか。 積算価格が高すぎると考えられないか。</p>	<p>1. 『水道施設工事』と『機械器具設置工事』の2種類あるので『等』と表記しました。今後統一します。</p> <p>2. 委託業務は最低制限価格を設けていないので、いつもこれぐらいの落札率になっています。また、受注実績を作りたいために低価格で応札すると思われる業者があり、落札率が低くなるものと考えられます。</p> <p>低価格であったもので、成果が悪かったという事例は今のところありません。</p> <p>参加しています。市内業者より高い応札額でした。基準書に基づき適正に算出しています。</p>
<p>○定例報告(平成24年度上半期)</p> <p>1. 三石保育園新築機械設備工事では、市内業者、市外業者それぞれ何者が参加しましたか。</p> <p>2. 市内小学校小荷物専用昇降機改修工事の落札率が極端に高くなった理由は何ですか。</p> <p>低価格の応札者が失格となるのは変動型最低制限価格の弱点とも言えるのでは。下限価格が70%の頃と比べて、下限価格を80%に上げたことによりうまく機能しなくなってきている可能性も考えられる。このようなケースが今後もし増えてくるような場合は制度の見直しが必要となるかもしれない。また、統計をとって検証してください。</p> <p>3. 随契の内、①隅田町河瀬地内公共排水路工事、②橋本公共下水道低部敷地汚水ポンプ設置工事の参加業者数、工期、完成届日について教えてください。</p>	<p>1. 市内業者は4者、市外業者は参加ありませんでした。</p> <p>2. 応札価格が、高い者と低い者とに分かれていました。最低制限価格が変動型((有効応札価格の平均+下限価格)/2)であるため、低価格の応札者が失格となり落札率が高くなりました。</p> <p>増えるようであれば、検討しなければと考えています。</p> <p>3. ①参加業者数は2者、工期は7月7日から12月28日まで、12月21日完成です。②参加業者数は5者、工期は8月3日から10月8日まで、10月4日完成です。</p>
<p>○抽出事案について</p> <p>【制限付一般競争入札】 (三石保育園新築建築工事)</p> <p>1. 入札参加資格の総合評定値を『1,100点以上』と設定した理由は。</p> <p>【工事希望型競争入札】 (伏原田原線道路改良工事) 特になし</p>	<p>1. 過去の総合評定値の設定事例を参考に、予定価格に応じ総合評定値を設定しました。</p> <p>参考までに15億円以上の規模の大きい建築一式工事では1,500点以上で設定していました。</p>
<p>【指名競争入札】 (三石保育園新築電気設備工事) 特になし</p> <p>【随意契約】 (市単独事業 河瀬地内水路改修工事)</p> <p>1. 緊急を要するとし、随意契約で発注されています。なぜ標準工期を確保して、更にその上工期を延期しているのか。本来、緊急なら工期を短縮すべきではないのか。</p> <p>市の事務処理等の都合により安易に随意契約で発注していませんか。</p>	<p>1. 地元関係者との再協議に不測の日数を要したことによるものです。</p> <p>今後、随意契約で発注する場合にはその理由のチェック強化を徹底いたします。</p>

意見・質問	回答
<p>【制限付一般競争入札(水道業務課)】 (第5次拡張事業 緊急遮断弁設置工事)</p> <p>1. 入札参加資格の総合評定値を『1,000点以上』と設定した理由は。更にその上、資格要件に請負金額5,000万円以上の実績を有することを求める必要性はあるのか。</p> <p>参加業者が2者であったのをどう考えるか。</p>	<p>1. 過去、水道工事では『900点以上』で設定していますが、本工事は配水池に潜水夫が潜るなどの専門的技術が必要であるとの判断で『1,000点以上』としました。実績の要件も念のため必要と考えています。</p> <p>市内業者の参加はありませんでした。総合評定値1,000点に届く市内業者がいなかったためです。配水池では潜水夫が潜る必要があり、専門技術を必要とする工事であったため参加業者が少なくなったのではと推測します。</p>
<p>○その他</p> <p>1. 抽出事案説明書資料中、入札参加業者数等の表記が、○○『社』となっている。</p> <p>随契分の工事名の中に個人名が入っているものがあるが、工事名としてはふさわしくないとと思われる。</p>	<p>1. 業者の○○『者』に統一します。</p> <p>公共工事であるので、誤解を招かないよう、今後、工事名に個人名が入らないよう改めます。</p>